

ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）最終案の概要

～未来へつなごう 自然と調和し ころゆたかな京都のくらし～

資料 2

基本的な視点

期待する消費者像

- ① さまざまな機会・出会いを通して得た自らの体験をいかし、日常生活の中でたくましく生きる実践的な能力を育み、消費者力の向上を目指して行動する消費者
- ② 子どもや高齢者など見守りが必要な人に目を向け行動する消費者
- ③ 自分のことだけでなく周りの人々や次世代のこと、社会・経済・環境に影響することまで思いをはせて行動する消費者

京都市が目指す消費者教育

- ① 市民が消費生活に関する知識や技能を身につけ、生活にいかすことで、安心・安全で豊かな消費生活を実現する。
- ② 消費者市民社会の実現を目指して、年齢階層や各々のライフスタイル（生活様式）・特性に応じた方法や場で、多様な担い手と連携し、京都らしさをいかした消費者教育を推進する。

計画のポイント

- ① 一生涯を通して、身近な場で消費者教育を推進する。
- ② 消費者教育の担い手等と連携を図り、地域の実情に応じた取組を推進する。
- ③ 消費生活における問題点や課題を把握し、状況に応じて必要な取組を進める。
- ④ 既に行っている環境、安心・安全、食、すまい、歩くまち・京都、教育など京都ならではの特色もいかしたさまざまな活動を消費者教育の視点でとらえ、体系化を進める。

京都市の特徴をいかした消費生活の取組

安心・安全

家庭や地域でのきずなやつながりをいかし、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」を目指しましょう。

環境

それぞれのライフスタイルに合わせて、できるだけ環境への負荷が少ない生活を心がけましょう。

すまい

すまいを通して自然との付き合い方を見つめ直し、環境にやさしいくらしを実現しましょう。

食

「食」を通じた伝統的な食文化の継承、地元産業の振興や地産地消による環境負荷の軽減など、知識を増やして生活にいかすようにしましょう。

持続可能な未来につなぐより良い京都づくり

教育

生涯を通していろいろなことに興味を持ち、身につけた知識をいかして、より良い京都づくりに向けて行動しましょう。

歩くまち・京都

健康で、人と環境にやさしく、まちの活力にもつながる、クルマに頼りすぎない歩くことを中心としたくらしを大切にしましょう。

ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

年齢階層		取組方針
幼児期		○保護者と一緒に学べる取組の実施 ○「育てる側」に必要な情報の提供 ○不慮の事故防止のための迅速な注意喚起
小中学生期		○学校での学びに役立つツールの作成 ○学校以外で保護者と一緒に学べる場の提供 ○保護者への消費生活情報の提供やトラブル防止の働きかけ
中学生期 高校生期		○学校における消費者教育の一層の充実 ○学校への積極的な情報提供 ○学校以外での学びの機会の提供 ○消費者トラブルの回避だけでなく加害者にならないための知識の提供 ○消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供
成人	大学生 専門学校生	○契約者としての責任を自覚するための注意喚起 ○大学等を通した積極的な情報提供 ○大学生向けの消費者講座の内容の充実 ○情報発信の手段の工夫
	一般	○本人だけでなく、保護者、見守りの担い手として必要な情報の提供 ○消費生活に関する幅広い知識の提供 ○ライフスタイル（生活様式）に配慮したさまざまな手段による情報提供
	高齢者	○高齢者自身も担い手となる地域での見守り活動の支援 ○関係者と連携した消費生活情報の効果的な方法による提供 ○高齢者が関心を持ち、見守りを行う人が伝えやすいかたちでの消費生活情報の提供 ○消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供

○計画の位置付け

- 「京都市消費生活基本計画（第2次計画）」の基本方針3「消費者の自立支援」及び基本方針4「京都から始める未来へつなぐ消費生活」の取組をより具体的に推進するための行動計画（下位計画）
- 消費者教育を実践的に進める軸となる計画

○計画期間

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間

担い手と連携して行う実践的な消費者教育

保護者には・・・

- お金の管理・環境・食などに関する子どもの教育に必要な支援の実施
- 子どもを不慮の事故から守るための製品等の安全に関する最新情報の発信
- 消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供
- PTA活動の中で学習機会を提供できるようにするための働きかけ

教職員には・・・

- 学習指導要領で実施する体系的な消費者教育の授業に役立つ情報の提供、視聴覚教材の紹介・利用促進及び研修の充実
- 大学の教職員に対する消費者トラブル防止のための情報提供や講座実施の働きかけ

高齢者・幼い子ども・障害のある人等の見守りを行う人々には・・・

- 消費生活総合センターの消費生活に関する学びの拠点としての積極的な周知
- 他の担い手と連携した消費生活講座の実施による必要な知識の積極的な提供
- 学習機会提供のための出前講座の積極的な実施

消費者団体には・・・

- 消費生活講座の共催などの活動の支援
- 活動の場の提供
- 定期的な情報交換の実施

事業者・事業者団体には・・・

- 定期的な情報交換の実施
- 各種イベント・講座等での積極的な連携
- 事業者に伴う社会的責任に関する啓発講座の実施

行政は・・・

- 消費生活総合センターがコーディネーターとなつての関係者間での連携・協働による取組の推進
- 消費生活総合センターが消費者教育の活動拠点としての消費者教育推進の中核的な役割の遂行

配慮を必要とする人々への消費者教育

障害のある人

- 障害のある人やその家族等に対する障害の特性に配慮した消費生活に関する情報提供・啓発
- 障害のある人の消費者トラブルの把握
- 見守りの支援

外国人

- 「大学のまち・学生のまち」京都で学ぶ留学生や外国人旅行者等への京都でのくらしや滞在に役立つ情報の提供
- 留学生等への消費者トラブル防止のための情報の提供
- おもてなしの心につながる安心・安全な環境の整備